

兵庫地方最低賃金審議会
第3回 兵庫県はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、
業務用機械器具製造業最低賃金専門部会

議事録

令和7年9月30日（火） 9時58分～12時48分	
兵庫労働局 第3共用会議室	
公益代表委員	上林委員、千田委員、三上委員
労働者代表委員	小菅委員、坂元委員、須藤委員
使用者代表委員	下岡委員、中崎委員、松下委員
事務局	岡本労働基準部長、安積賃金室長、 山本賃金指導官、山中労働基準監督官、村田労働基準監督官
(1) 兵庫県はん用機械器具等製造業最低賃金に係る改正決定の審議について (2) その他	
議 事 内 容	
○山中労働基準監督官 定刻より少し早いですが皆様お揃いですので、始めさせていただきます。 ただ今から、第3回兵庫県はん用機械器具等製造業最低賃金専門部会を開会いたします。 本日は、全員が御出席されておりますので、最低賃金審議会令第6条第6項の規定による定足数は充足しておりますことを御報告いたします。 本日の審議は議事を公開することとしておりましたが、傍聴希望の申し出はございませんでしたので御報告いたします。 では、この後の議事進行につきましては、部会長をお願いいたします。 ○三上部会長 おはようございます。 それでは、議題に入りたいと思います。 前回、しっかりと時間をかけてぎりぎりの協議をしていただきましたけれど、合意に至らずということで引き続き審議したいと思います。 議題（1）の「兵庫県はん用機械器具等製造業最低賃金に係る改正決定の審議について」として、前回に引き続き金額についての審議となります。 前回の労使それぞれの主張としましては、	

労働者側 78 円引上げの 1,165 円

使用者側 55 円引上げの 1,142 円

ということでした。

労働者側としては、県内の製造業の今年の春闘における賃上げ率では、全体計、300 人未満計ともに昨年以上の賃上げと賃金の底上げが図られ、これらをこの特定最賃の引上げで適用される非正規雇用労働者や未組織労働者に波及させる必要がある。

地域別最賃の引上げ額 64 円に特定最賃の優位性確保及び地域格差の是正、未組織労働者等への波及等を考慮してプラス 14 円の合計プラス 78 円の引上げということでした。

これに対して使用者側は、金額審議については企業の支払能力を第一に考える必要がある。賃上げに納得できる根拠として、今年の春闘の結果を重視したいということで連合兵庫の今年の春闘の回答集計から労働者 300 人未満の引上げ率 5.06%を踏まえてプラス 55 円の提示でした。

その後、公労、公使の協議を重ねましたが結論には至らず、持ち越しとなった次第です。

経過としては、以上のことでよろしいでしょうか。

○各委員

はい。

○三上部会長

それでは、引き続き金額審議を進めていくことといたします。最初に労使それぞれの打ち合わせの時間は必要でしょうか。

○労使委員

お願いします。

○三上部会長

では、よろしくお願いします。

(労使委員それぞれで打合せ)

○三上部会長

それでは、審議を再開いたします。

前回、色々御意見をお聞きしましたが、それも踏まえ改めてということで、まず、申し出をいただいた労働者側委員から、引上げ幅と額の再提示をお願いしたいと思いますですが、いかがでしょうか。

○坂元委員

はい、労側の坂元です。

前回、プラス 78 円を公の場で述べさせていただきましたがそれ以降、公労、公使協議を重ね、まずは 69 円をお示しさせていただきました。それは兵庫県の地賃の 64 円、これはマストということと、昨年度 5 円、大阪と差がついたということでプラス 5 円のプラス 69 円を再提示させていただきました。さらに、公労協議を行い 64 円の地賃の引上げ額と昨年大阪との 5 円差を 3 年で是正できないかということでプラス 2 円の合計 66 円を再々提示させていただきました。

以上です。

○三上部会長

はい、ありがとうございました。

労側としてはプラス 66 円、1,153 円ということですね。

○坂元委員

はい。

○三上部会長

次に、使用者側の考えをお伺いしたいと思います。

○松下委員

はい、松下から説明させていただきます。

まず、使用者側としてはこのような景気の状況のなか企業の支払能力を重視する。改定の必要性はあるけれどもその根拠は明確に示せることが必要というスタンスから引上げ額は、春闘実績から 55 円を出しましたが、今回再検討した結果は目安の 63 円プラスの 1,150 円と考えております。

その根拠は地賃の 64 円というのは、目安の B ランク 63 円に対して使用者側は全員反対であったというものでしたので、そのスタンスに同調しております。

また、地賃がセーフティネット、労働者の生活の安定を最重視しているのに対して、特定最賃は業界の魅力があるというか労使のイニシアティブに基づくものという考えからも目安でも問題ないのではないかと思います。

大阪との格差という話ですけど、毎回そのお話は出てくるのですが、もともと大阪と兵庫の地賃の差の開きもある状態の中で特定最賃だけ意識されているのですけれど、それは兵庫の産業の魅力というかそういう判断の必要なところなので、大阪との差を考えて格差是正というところを重視する必要があるのかというのを毎回疑問視しているところです。

それらの理由から、今の状況であれば 63 円の目安でも十分な金額になると考えております。

以上です。

○三上部会長

はい、ありがとうございました。

使用者側は、プラス 63 円 1,150 円という提示ですね。

○松下委員

はい。

○三上部会長

はい、ありがとうございます。

労使それぞれから御提示いただいたところですが、未だ少し金額的にも開きがございますのでこれからさらに詰めていきたいと思います。

○松下委員

質問ですが、よろしいですか。

○三上部会長

はい、どうぞ。

○松下委員

他の兵庫の特定最賃の状況で、今の決まっている金額を教えてくださいませんか。

○安積賃金室長

はい、塗料製造業はプラス 59 円の 1,158 円、電子と計量器は 64 円プラスの 1,117 円、輸送用機械がプラス 62 円の 1,188 円です。

○松下委員

自動車小売は必要性なしですか。

○安積賃金室長

はい、自動車小売業は必要性なし。鉄鋼は、明日また審議いたします。

○松下委員

わかりました。ありがとうございました。

○三上部会長

では、最初に公益側と労働者側とで改めてお話しをさせていただきます。

(第 1 回公労会議)

(第1回公使会議)

(第2回公労会議)

(労側委員打合せ)

(第1回労使会議)

(労側委員、使側委員それぞれで打合せ)

(第2回労使会議)

(第3回公労会議)

(第2回公使会議)

(第4回公労会議)

(公益委員、労側委員、使側委員それぞれで打合せ)

(第3回公使会議)

(第3回労使会議)

○三上部会長

それでは審議を再開いたします。

長時間の協議を御苦勞様でした。

最後は労使でお話をしていただいたのですが、結論的にはどうなりますでしょうか。

労側からお願いします。

○坂元委員

はい、結論的にはプラス63円、労側の歩み寄りで使側も合意ということですが、これまで地賃のことは考えていただいていた。それはそうなのですが労側としても、引き続き来年の審議においてはしっかりとそこをウエイトとしては重く見ていただきたいと、かけ離れた金額でのスタートは、今年は近づいてもらっていましたけれど、御遠慮いただきたいというか、しっかりと議論が促進されるようなまずは金額の提示を引き続きお願いしたいということで、63円で話は終わりました。

○三上部会長

使用者側は今の労側のお考えについて御意見ございますか。

○松下委員

はい、来年の地賃については今の時点でも相当上がるのではないかと想定されます。そうすると、本来だったらこうなのという考え方もあるとは思いますが、やはり地賃を重視することについては今までやってきたし、来年以降もそれはしないといけないと思っていますので、そこはあまり無駄な時間を使わずに核心に触れた議論を早い段階からできるべきだなというのは同意しております。

○三上部会長

はい、わかりました。ということで労側の皆さんも理解を示していただいてということによろしいですね。

○労側委員

はい。

○三上部会長

ありがとうございました。

長時間協議いただきありがとうございました。御苦労様でした。

最終的にプラス 63 円、1,150 円で金額的には一致をする。

今後の議論の進め方については、今、労使双方お話いただいたように地賃についてこれを重要な要素の一つとして検討していくということで一致したのですね。

○労使委員

はい。

○三上部会長

ありがとうございました。

労使の意見が一致したということになりますので、本専門部会として金額改正の意見をまとめさせていただきたいと思います。

金額審議を 2 回に亘って実施したのですが、これまでの協議の中で労側の方も 64 円段階まで下りていただいて使用側も 63 円で、最後ぎりぎりの金額をめぐる議論になったわけですが、ただ今確認したように来年以降地賃の上がり幅を見ながらそれを大きな要素として議論をしていくということで一致を見ましたので、最終的に 63 円の上げ幅、1,150 円というところで合意に至ったところであります。

以上のとおり、本専門部会での金額改正につきましては結論が出たということになりますので、報告、答申の手続きに入りたいと思います。

必要性の有無についての審議と同様に、金額審議におきましても 7 月 15 日の本審において、専門部会が全会一致で決議した場合は、最低賃金審議会令第 6 条第 5 項を適用することを議決しております。

全会一致で改正金額の合意をいただいた場合は、その内容で、事務局に部会報告（案）及び答申文（案）を作成してもらい、答申を行うこととします。

では、まず全会一致であることについての確認を行います。

兵庫県はん用機械器具等製造業の最低賃金の改正内容にきましては、

時間額 1,150 円（引上げ額 63 円）

効力発生の日 令和 7 年 12 月 1 日

とします。

御異議はございませんでしょうか。

○各委員

異議なし。

○三上部会長

ありがとうございます。

出席者全員の御賛同をいただきましたので、本専門部会におきましては、全会一致により

兵庫県はん用機械器具等製造業最低賃金について、時間額 1,150 円（引上げ額 63 円）と決議されたことを確認いたしました。

それでは、事務局において、この内容で専門部会の報告文（案）及び答申文（案）の作成をお願いします。

○安積賃金室長

はい、すぐに準備をいたしますので、しばらくお待ちください。

（事務局「報告文」案を作成）

○三上部会長

では、報告文（案）から確認をしたいと思いますので、事務局において報告文（案）を読み上げてください。

○山中労働基準監督官

令和 7 年 9 月 30 日

兵庫地方最低賃金審議会

会長 山口 隆 英 殿

兵庫地方最低賃金審議会 兵庫県はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業最低賃金専門部会

部会長 三 上 喜 美 男

兵庫県はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和 7 年 7 月 18 日兵庫地方最低賃金審議会において付託された兵庫県はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員 上林憲雄、千田直毅、三上喜美男

労働者代表委員 小菅梨絵、坂元隆一、須藤良仁

使用者代表委員 下岡 隆、中崎芳喜、松下田佳子

別 紙

兵庫県はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業最低賃金

1 適用する地域

兵庫県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

(1) はん用機械器具製造業

(2) 生産用機械器具製造業

(3) 業務用機械器具製造業(計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。)

(4) 純粹持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(3)までに掲げる産業に分類されるものに限る。)

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃、片付け又は賄いの業務

ロ 手作業により又は手工具を用いて行う包装、袋詰め、箱詰め、レッテル貼り、値札付け、検数又は選別の業務

ハ 塗装におけるマスキングの業務

ニ 軽易な運搬又は工具若しくは部品の整理の業務

ホ 材料の送給、洗浄、取揃え、刻印打ち又は結束の業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。)

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 1,150 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和7年12月1日

以上です。

○三上部長

ただ今、読み上げていただいた、報告文(案)の内容でよろしいですか。

○各委員

異議なし。

○三上部会長

それでは、報告文（案）から案を消したものを正式な報告文とします。

続いて、今回は全会一致での議決となりますので、局長あての答申を行います。

事務局は、答申の準備をお願いします。

○安積賃金室長

はい、準備させていただきます。

（事務局「答申文」案を作成）

○三上部会長

それでは事務局で、答申文(案)を読み上げてください

○山中労働基準監督官

令和7年9月30日

兵庫労働局長

金 成 真 一 殿

兵庫地方最低賃金審議会

会長 山 口 隆 英

兵庫県はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和7年7月18日付け兵労発基 0718 第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

別紙

兵庫県はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

兵庫県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

（1）はん用機械器具製造業

（2）生産用機械器具製造業

（3）業務用機械器具製造業（計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所

を除く。)

- (4) 純粹持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(3)までに掲げる産業に分類されるものに限る。)

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃、片付け又は賄いの業務
 - ロ 手作業により又は手工具を用いて行う包装、袋詰め、箱詰め、レッテル貼り、値札付け、検数又は選別の業務
 - ハ 塗装におけるマスキングの業務
 - ニ 軽易な運搬又は工具若しくは部品の整理の業務
 - ホ 材料の送給、洗浄、取揃え、刻印打ち又は結束の業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。)

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 1,150円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和7年12月1日

以上です。

○三上部会長

ただ今読み上げていただいた、答申文(案)の内容でよろしいでしょうか。

○各委員

異議なし。

○三上部会長

それでは、答申文(案)から(案)を削除した正式な答申文をもって、審議会長名で局長あてに答申することとします。

本日、労働基準部長に答申文をお渡しすることとしますので、事務局は準備をお願いします。

○安積賃金室長

準備させていただきます。

(事務局 答申文を作成)

(三上部会長から岡本労働基準部長に答申文を手交)

○岡本労働基準部長

ありがとうございました。

○三上部会長

続いて、議題(2)「その他」ですが、事務局から何か説明事項等ございますでしょうか。

○安積賃金室長

特にございません。

○三上部会長

それではこれをもちまして、本日の審議は終了とします。

最後に、一言お伝えさせていただきたいと思います。

7月18日に兵庫労働局長から必要性の有無についての諮問がなされてから、本日まで、この専門部会の各委員の皆様とこの兵庫県はん用機械器具等製造業にかかる必要性の有無及び金額改正についての審議を重ねて参りました。

その結果、全会一致での結審に至ることができました。

委員皆様の御努力と当審議会運営に対する御協力につきまして改めて御礼申し上げます。ありがとうございました。

長時間の審議御苦勞様でした。

それでは、これで、今年の兵庫県はん用機械器具等製造業最低賃金専門部会は終了いたします。

御苦勞様でした。ありがとうございました。

○各委員

ありがとうございました。

三上 喜美男

小菅 梨絵

松下 田佳子